

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格 JAS 0017 : <u>2025</u> 精米 Milled rice 1・2（略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1・3.2（略） 3.3 異物 穀粒を除いた他のもの及び完全粒の 4 分の 1 未満の大きさの粒 注釈 1 異物の例を図 <u>A.1</u> に示す。 3.4 異種穀粒 その種類の精米を除いた他の穀粒 注釈 1（略） 注釈 2 異種穀粒の例を図 <u>A.2</u> に示す。 3.5 着色粒 虫，熱，微生物等によって粒面の全部又は一部が赤，黄，褐，黒色等になった粒（精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。） 注釈 1 着色粒の例を図 <u>A.3</u> に示す。 3.6 被害粒 虫，熱，微生物，その他の障害によって汚染又は損傷を受けた粒（砕粒を除く。） 注釈 1 被害粒の例を図 <u>A.4</u> に示す。 3.7 砕粒 完全粒の 3 分の 2 から 4 分の 1 までの大きさの粒 注釈 1 砕粒の例を図 <u>A.5</u> に示す。 3.8 粉状質粒 粒質が粉状又は半粉状の粒 注釈 1 粉状質粒の例を図 <u>A.6</u> に示す。 3.9	日本農林規格 JAS 0017 : <u>2021</u> 精米 Milled rice 1・2（略） 3 用語及び定義 この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。 3.1・3.2（略） 3.3 異物 穀粒を除いた他のもの及び完全粒の 4 分の 1 未満の大きさの粒 3.4 異種穀粒 その種類の精米を除いた他の穀粒 注釈 1（略） 3.5 着色粒 虫，熱，微生物等によって粒面の全部又は一部が赤，黄，褐，黒色等になった粒（精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。） 注釈 1 着色粒の例を図 <u>A.1</u> に示す。 3.6 被害粒 虫，熱，微生物，その他の障害によって汚染又は損傷を受けた粒（砕粒を除く。） 注釈 1 被害粒の例を図 <u>A.2</u> に示す。 3.7 砕粒 完全粒の 3 分の 2 から 4 分の 1 までの大きさの粒 注釈 1 砕粒の例を図 <u>A.3</u> に示す。 3.8 粉状質粒 粒質が粉状又は半粉状の粒 注釈 1 粉状質粒の例を図 <u>A.4</u> に示す。 3.9

水浸割粒

水に浸したときに、短径の2分の1以上の亀裂が生じた粒

注釈 1 水浸割粒の例を図 A.7 に示す。

4 品質

精米の品質は、表 1 の品質基準に適合していなければならない。

表 1－品質基準

区分	基準
白度	5.3 によって試験したとき、39 以上 <u>であること</u> 。
水分	5.4 によって試験したとき、15.0 %以下 <u>であること</u> 。
異種穀粒及び異物	5.5 によって試験したとき、0.0 %以下 <u>であること</u> 。
着色粒	5.6 によって試験したとき、0.0 %以下 <u>であること</u> 。
被害粒（着色粒を含む。）	5.7 によって試験したとき、1 %以下 <u>であること</u> 。
砕粒	5.8 によって試験したとき、3 %以下 <u>であること</u> 。
粉状質粒	5.9 によって試験したとき、6 %以下 <u>であること</u> 。
水浸割粒	5.10 によって試験したとき、10 %以下 <u>であること</u> 。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する機械器具は、次による。

- a) **白度計** 白度計は、JIS Z 8722 に規定する照射及び受光の幾何条件によって、精米の白度を測定できるものであって、次による。
- 1) 波長測定範囲が、450 nm～480 nm であるもの
 - 2) 測定値の繰返し性が、その測定値の±0.1 %以内であるもの。また、同一の安定な物体色を、長時間を経た後に同じ条件で測定した場合の反復性は、上記の繰返し性の3 倍を超えないもの

注記 (略)

- b) **定温乾燥器** 106.5 °Cに設定した場合の温度調節精度が±1 °C以内のもの
- c) **ひょう量缶** 下径直径 50 mm 以上、高さ 25 mm 以上のもので蓋を持つアルミニウム製のもの
- d) **デシケーター** JIS R 3503 に規定するもの又はこれと同等の機能をもつ容器で、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの
- e) **試料粉碎机** ロールは鋼製ローレット仕上げであって、焼き入れの上クロームメッキしたもので、ロール径 25 mm、回転比 2 対 1、ロール間隙 0.5 mm、ローレット目数 1 cm に 9 目、目の高さ 0.5 mm のもの
- f) **電気水分計** 電気水分計の仕様は、次による。
- 1) (略)
 - 2) **5.4 a)**による測定値との標準誤差が 0.5 %以内であること。
 - 3) (略)
- g) **近赤外分析計** 近赤外分析計の仕様は、次による。
- 1) 次によって、機器の精度及び機器の安定が確保されていること。
 - 1.1) 同一試料の反復測定における再現性が標準偏差で 0.1 %以内であること。
 - 1.2) 未知試料の測定精度が標準誤差で 0.30 %以内であること。

水浸割粒

水に浸したときに、短径の2分の1以上の亀裂が生じた粒

4 品質

精米の品質は、表 1 の品質基準に適合していなければならない。

表 1－品質基準

区分	基準
白度	5.3 によって試験したとき、39 以上。
水分	5.4 によって試験したとき、15.0 %以下。
異種穀粒及び異物	5.5 によって試験したとき、0.0 %以下。
着色粒	5.6 によって試験したとき、0.0 %以下。
被害粒（着色粒を含む。）	5.7 によって試験したとき、1 %以下。
砕粒	5.8 によって試験したとき、3 %以下。
粉状質粒	5.9 によって試験したとき、6 %以下。
水浸割粒	5.10 によって試験したとき、10 %以下。

5 試験方法

5.1 一般

試験に使用する器具は、次による。

- a) **白度計** 白度計は、JIS Z 8722 に規定する照射及び受光の幾何条件によって、精米の白度を測定できるものであって、次による。
- 1) 波長測定範囲が、450 nm～480 nm であるもの。
 - 2) 測定値の繰返し性が、その測定値の±0.1 %以内であるもの。また、同一の安定な物体色を、長時間を経た後に同じ条件で測定した場合の反復性は、上記の繰返し性が3 倍を超えないもの。

注記 (略)

- b) **定温乾燥器** 106.5 °Cに設定した場合の温度調節精度が±1 °C以内で調節できるロータリー型（回転棚式）のもの。
- c) **ひょう量缶** 下径直径 50 mm 以上、高さ 25 mm 以上のもので蓋を持つアルミニウム製のもの。
- d) **デシケーター** JIS R 3503 に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。
- e) **試料粉碎机** ロールは鋼製ローレット仕上げであって、焼き入れのうクロームメッキしたもので、ロール径 25 mm、回転比 2 対 1、ロール間隙 0.5 mm、ローレット目数 1 cm に 9 目、目の高さ 0.5 mm のもの。
- f) **電気水分計** 電気水分計の仕様は、次による。
- 1) (略)
 - 2) **5.4 a)**による測定値との標準偏差が ±0.5 %以内であること。
 - 3) (略)
- g) **近赤外分析計** 近赤外分析計の仕様は、次による。
- 1) 次によって、機器の精度及び機器の安定が確保されていること。
 - 1.1) 同一試料の反復測定における再現性が標準偏差で ±0.1 %以内であること。
 - 1.2) 未知試料の測定精度が標準偏差で ±0.30 %以内であること。

1.3) (略)

2)・3) (略)

h) 試験用ふるい JIS Z 8801-1 に規定するふるい目開き 1.7 mm のもの又は針金 25 番線ふるい目開き 1.7 mm のもの

i) 判別装置 米の品質を画像処理等によって判別する装置であって、目視と同等の性能を有するもの

5.2 試験用試料の調製

採取試料は、a)又は b)によって 2 kg 以上から約 125 g ずつに縮分し、一方を 5.3 及び 5.4 の試験用試料、他方を 5.5～5.10 の試験用試料とする。

a) 四分法 試料を円形に平らに広げ、縦、横に分割して 4 等分し、対角の部位にある試料を寄せ集めて混合する。この操作を 1 回行くと試料は半分となる。さらに、縮分を必要とする場合は、この操作を繰り返す。

b) (略)

5.3 (略)

5.4 水分

水分の測定は、次のいずれかによる。

a) 常圧加熱乾燥法

1)～3) (略)

4) 定温乾燥器内でひょう量缶のふたをし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに質量を 0.1 mg の桁まで測定し、次の計算式によって、水分を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$M = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

ここで、 M ：水分 (%)

W_0 ：ひょう量缶の質量 (g)

W_1 ：乾燥前の試験用試料とひょう量缶の質量 (g)

W_2 ：乾燥後の試験用試料とひょう量缶の質量 (g)

b)・c) (略)

5.5 異種穀粒及び異物

5.5.1 一般

異種穀粒及び異物の質量比の測定は、次のいずれかによる。

5.5.2 目視による方法

a) 5.2 の試験用試料を 0.1 g の桁まで測定した後、試験用ふるいによってふるい分けする。

b) a)によって試験用ふるいを通過した試験用試料を、0.1 g の桁まで測定する。

c) a)によって試験用ふるいの上に残った試験用試料から、目視によって異種穀粒及び異物を選別し、0.1 g の桁まで測定する。

d) 次の計算式によって、異種穀粒及び異物の質量比を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$A = \frac{W_1 + W_2}{W_0} \times 100$$

ここで、 A ：異種穀粒及び異物の質量比 (%)

1.3) (略)

2)・3) (略)

h) 試験用ふるい JIS Z 8801-1 に規定するものであって、針金 25 番線ふるい目開き 1.7 mm のもの。

(新設)

5.2 試験用試料の調製

採取試料は、a)又は b)によって約 200 g に縮分し、試験用試料とする。縮分の回数は、縮分した試験用試料の質量が 200 g 未満とならない最大数とする。

a) 四分法 試料を円形に平らに広げ、縦、横に分割して 4 等分し、対角の部位にある試料を寄せ集めて混合する。この操作を 1 回行くと試料は半分となる。さらに、縮分を必要とする場合は、この操作を約 200 g になるまで繰り返す。

b) (略)

5.3 (略)

5.4 水分

水分の測定は、次のいずれかによる。

a) 常圧加熱乾燥法

1)～3) (略)

4) 定温乾燥器内でひょう量缶のふたをし、デシケーターに移し替え、室温になるまで放冷した後、直ちに質量を 0.1 mg の桁まで測定し、次の計算式によって、水分を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$M = \frac{W_1 - W_2}{W_1 - W_0} \times 100$$

ここで、 M ：水分 (%)

W_0 ：ひょう量缶の質量 (g)

W_1 ：乾燥前の試験用試料とひょう量缶の質量 (g)

W_2 ：乾燥後の試験用試料とひょう量缶の質量 (g)

b)・c) (略)

5.5 異種穀粒及び異物

(新設)

異種穀粒及び異物の質量比の測定は、次による。

(新設)

a) 5.2 の試験用試料を約 100 g に縮分し、0.1 g の単位まで測定した後、試験用ふるいによってふるい分けする。縮分の回数は、縮分した試験用試料の質量が 100 g 未満とならない最大数とする。

b) a)によって試験用ふるいを通過した試験用試料を、0.1 g 単位まで測定する。

c) a)によって試験用ふるいの上に残った試験用試料から、目視によって異種穀粒及び異物を選別し、0.1 g 単位まで測定する。

d) 次の計算式によって、異種穀粒及び異物の質量比を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$A = \frac{W_1 + W_2}{W_0} \times 100$$

ここで、 A ：異種穀粒及び異物の質量比 (%)

W_0 : 5.5.2 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.5.2 c)で選別した異種穀粒及び異物の質量 (g)
 W_2 : 5.5.2 b)で測定した試験用ふるいを通過した試験用試料の質量 (g)

5.5.3 判別装置による方法

- a) 5.2 の試験用試料から、1 000 粒以上を抜き取る。
b) a)の試験用試料を判別装置によって異種穀粒及び異物を求める。

5.6 着色粒

5.6.1 一般

着色粒の質量比の測定は、次のいずれかによる。

5.6.2 目視による方法

5.5.2 c)の試験後の試験用試料から、目視によって着色粒を選別する。質量を 0.1 g の桁まで測定し、次の計算式によって、着色粒の質量比を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$B = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 B : 着色粒の質量比 (%)
 W_0 : 5.5.2 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.6.2で選別した着色粒の質量 (g)

5.6.3 判別装置による方法

- a) 5.5.2 c)の試験後の試験用試料から、1 000 粒以上を抜き取る。
b) 5.5.3 a)又は a)の試験用試料を判別装置によって質量比を求める。

5.7 被害粒 (着色粒を含む。)

5.7.1 一般

被害粒の質量比の測定は、次のいずれかによる。

5.7.2 目視による方法

- a) 5.6.2 の試験後の 5.5.2 c)の試験用試料を 5.2 a)又は b)によって約 20 g に縮分した試験用試料又は 5.5.3 a)の試験用試料を 0.1 g の桁まで測定する。縮分の回数は、縮分した試験用試料の質量が 20 g 未満とならない最大数とする。
b) 目視によって被害粒を選別する。質量を 0.1 g の桁まで測定し、次の計算式によって、被害粒 (着色粒を含む。)の質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

$$C = \frac{W_1}{W_0} \times 100 + B$$

ここで、 C : 被害粒 (着色粒を含む。)の質量比 (%)
 W_0 : 5.7.2 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.7.2 b)で選別した被害粒の質量 (g)
 B : 5.6.2で測定した着色粒 (%)

5.7.3 判別装置による方法

5.5.3 a)又は 5.6.3 a)の試験用試料を判別装置によって質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

5.8 砕粒

5.8.1 一般

砕粒の質量比の測定は、次のいずれかによる。

5.8.2 目視による方法

W_0 : 5.5 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.5 c)で選別した異種穀粒及び異物の質量 (g)
 W_2 : 5.5 b)で測定した試験用ふるいを通過した試験用試料の質量 (g)

(新設)

5.6 着色粒

(新設)

(新設)

5.5 c)の試験用試料から、目視によって着色粒を選別する。質量を 0.1 g 単位まで測定し、次の計算式によって、着色粒の質量比を求め、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までとする。

$$B = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 B : 着色粒の質量比 (%)
 W_0 : 5.5 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.6で選別した着色粒の質量 (g)

(新設)

5.7 被害粒 (着色粒を含む。)

(新設)

被害粒の質量比の測定は、次による。

(新設)

- a) 5.6 の試験後の 5.5 c)の試験用試料を約 20 g に縮分し、0.1 g の単位まで測定する。縮分の回数は、縮分した試験用試料の質量が 20 g 未満とならない最大数とする。
b) 目視によって被害粒を選別する。質量を 0.1 g 単位まで測定し、次の計算式によって、被害粒の質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

$$C = \frac{W_1}{W_0} \times 100 + B$$

ここで、 C : 被害粒の質量比 (%)
 W_0 : 5.7 a)で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 : 5.7 b)で選別した被害粒の質量 (g)
 B : 5.6で測定した着色粒 (%)

(新設)

5.8 砕粒

(新設)

(新設)

5.7.2 a)の試験用試料から、目視によって砕粒を選別する。質量を 0.1 g の桁まで測定し、次の計算式によって、砕粒の質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

$$D = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 D ： 砕粒の質量比 (%)
 W_0 ： **5.7.2 a)**で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 ： **5.8.2**で選別した砕粒の質量 (g)

5.8.3 判別装置による方法

5.5.3 a)又は**5.6.3 a)**の試験用試料を判別装置によって質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

5.9 粉状質粒

5.9.1 一般

粉状質粒の質量比の測定は、次のいずれかによる。

5.9.2 目視による方法

5.7.2 a)の試験用試料から、目視によって粉状質粒を選別する。質量を 0.1 g の桁まで測定し、次の計算式によって、粉状質粒の質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

$$E = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 E ： 粉状質粒の質量比 (%)
 W_0 ： **5.7.2 a)**で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 ： **5.9.2**で選別した粉状質粒の質量 (g)

5.9.3 判別装置による方法

5.5.3 a)又は**5.6.3 a)**の試験用試料を判別装置によって質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

5.10 水浸割粒

5.10.1 一般

水浸割粒の粒数比の測定は、次のいずれかによる。

5.10.2 目視による方法

a) **5.5** から **5.9** までの試験後の **5.5.3 a)**又は**5.7.2 a)**の試験用試料から 100 粒を抽出し、常温 (15 °C～25 °C) にした水に 20 分浸せき (漬)させる。

b) (略)

5.10.3 判別装置による方法

a) **5.5** から **5.9** までの試験後の **5.5.3 a)**又は**5.7.2 a)**の試験用試料から 100 粒を抽出し、常温 (15 °C～25 °C) にした水に 20 分浸せき (漬)させる。

b) a)の試験用試料を判別装置によって粒数比を求める。

5.11 試験手順

5.2～5.10 の試験の流れを図 1～図 3 に示す。

5.7 a)の試験用試料から、目視によって砕粒を選別する。質量を 0.1 g 単位まで測定し、次の計算式によって、砕粒の質量比を求め、小数点 1 位を四捨五入して整数とする。

$$D = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 D ： 砕粒の質量比 (%)
 W_0 ： **5.7 a)**で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 ： **5.8**で選別した砕粒の質量 (g)

(新設)

5.9 粉状質粒

(新設)

(新設)

5.7 a)の試験用試料から、目視によって粉状質粒を選別する。質量を 0.1 g 単位まで測定し、次の計算式によって、粉状質粒の質量比を求め、小数第 1 位を四捨五入して整数とする。

$$E = \frac{W_1}{W_0} \times 100$$

ここで、 E ： 粉状質粒の質量比 (%)
 W_0 ： **5.7 a)**で測定した試験用試料の質量 (g)
 W_1 ： **5.9**で選別した粉状質粒の質量 (g)

(新設)

5.10 水浸割粒

(新設)

水浸割粒の粒数比の測定は、次による。

(新設)

a) **5.7** から **5.9** までの試験後の **5.7 a)**の試験用試料から 100 粒を抽出し、常温 (15 °C～25 °C) にした水に 20 分浸漬させる。

b) (略)

(新設)

5.11 試験手順

5.2～5.10 の試験の流れを図 1 に示す。

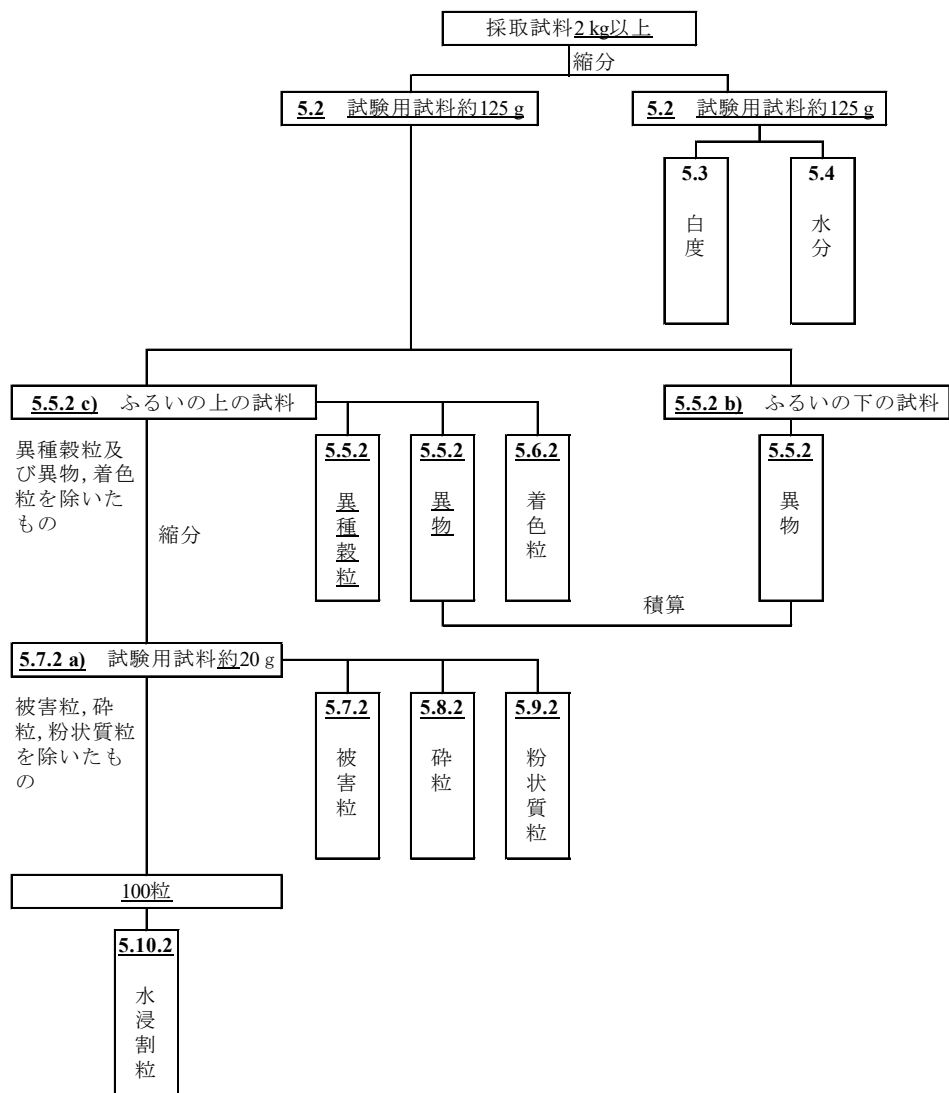


図 1－試験手順 (5.5～5.10 の試験を目視による場合)

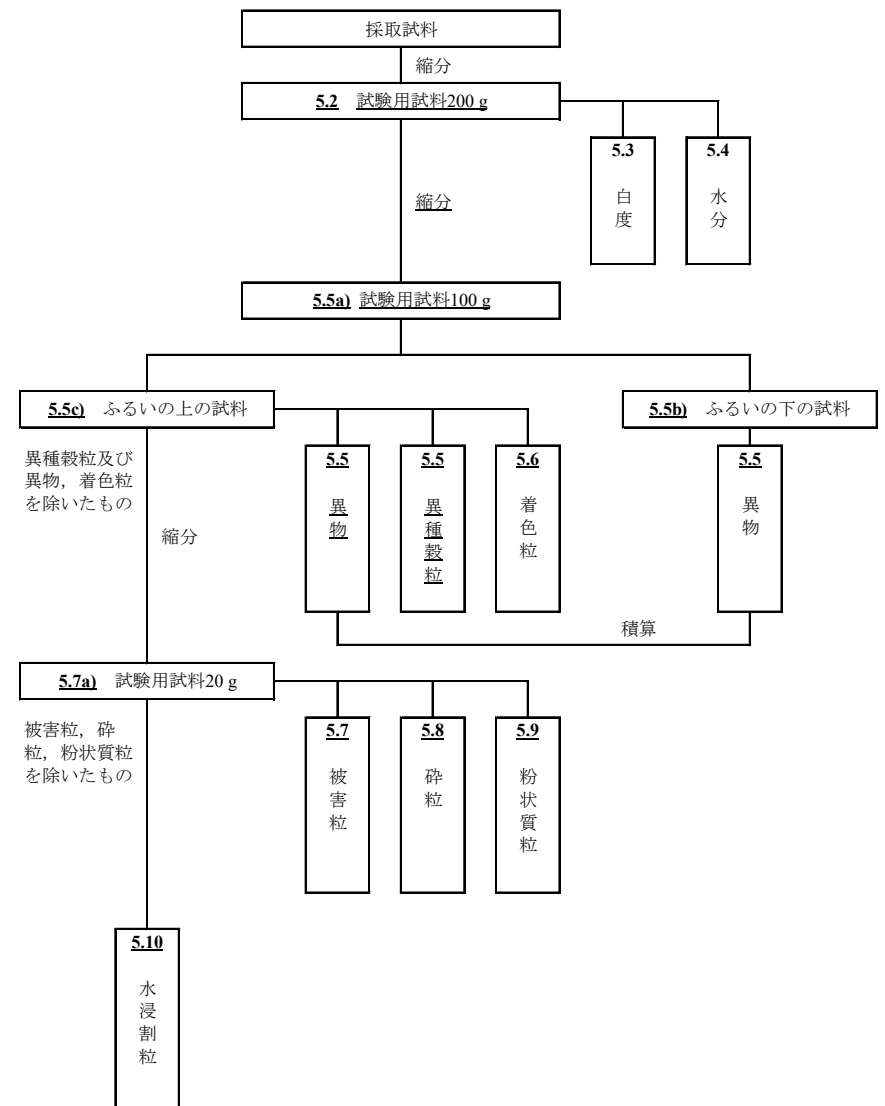


図 1－試験手順

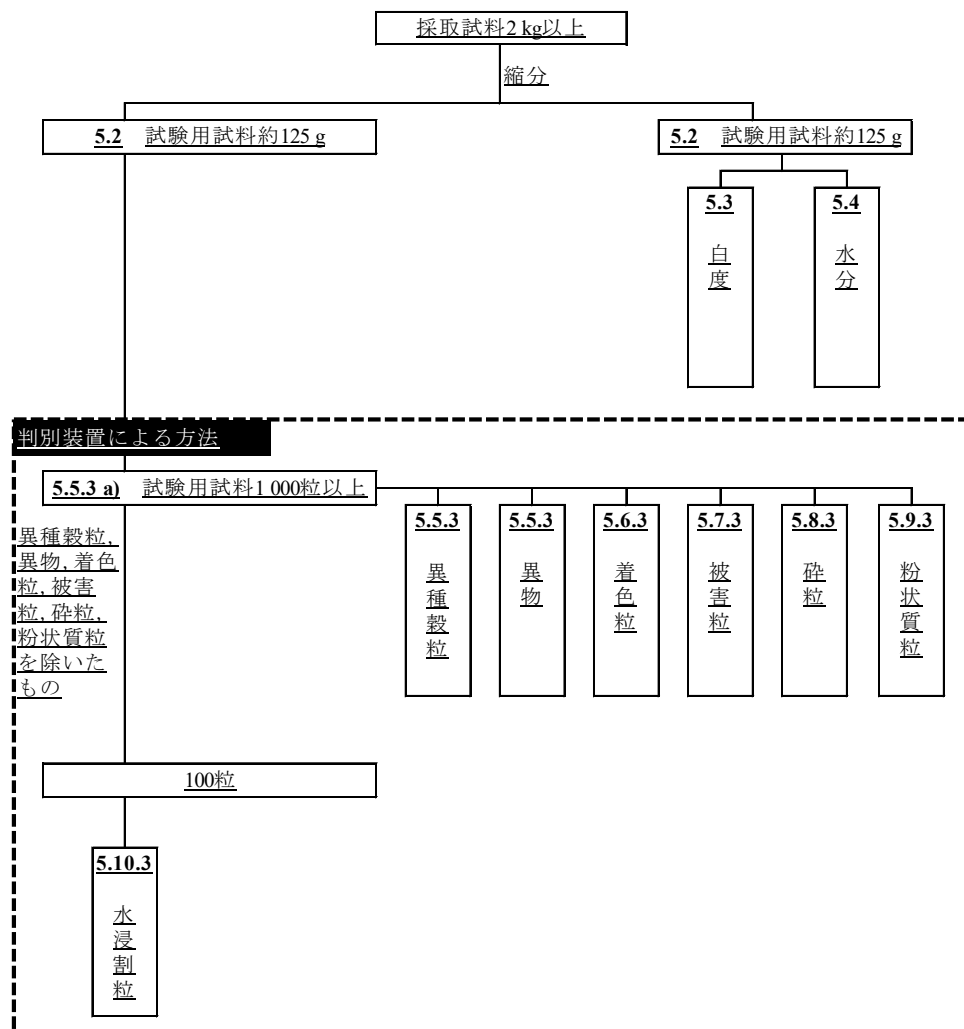


図 2－試験手順（5.5～5.10 の試験を判別装置による場合）

（新設）

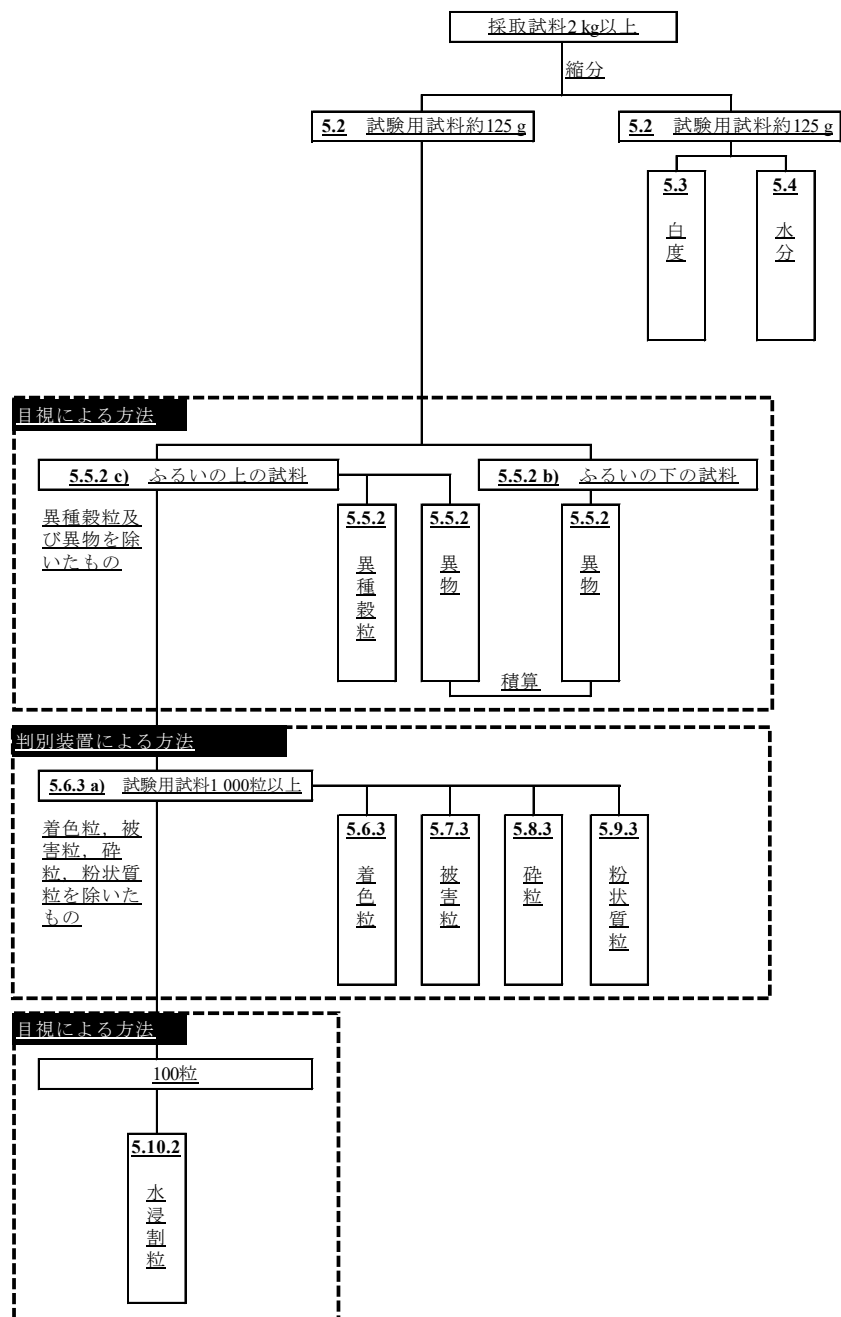


図3—試験手順（5.5～5.10の試験を目視及び判別装置による場合の例）

（新設）

附属書 A

(参考)

異物, 異種穀粒, 着色粒等の例

異物, 異種穀粒, 着色粒, 被害粒, 砕粒, 粉状質粒及び水浸割粒の例を, 図 A.1～図 A.7 に示す。



図 A.1－異物の例 (左からぬか玉, 草の実, もみ殻)



図 A.2－異種穀粒の例 (左からもみ, もち精米, 小麦)



図 A.3－着色粒の例



図 A.4－被害粒の例

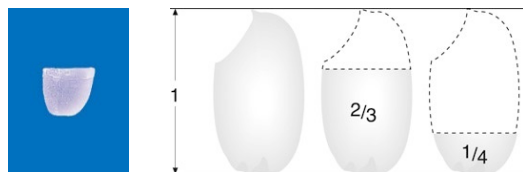


図 A.5－砕粒の例

附属書 A

(参考)

着色粒, 被害粒, 砕粒及び粉状質粒の例

着色粒, 被害粒, 砕粒及び粉状質粒の例を, 図 A.1～図 A.4 に示す。

(新設)

(新設)



図 A.1－着色粒の例



図 A.2－被害粒の例

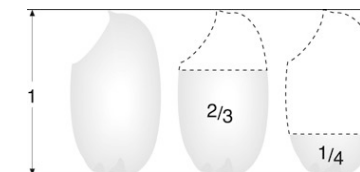


図 A.3－砕粒の例



図 A.6－粉状質粒の例



図 A.7－水浸割粒の例



図 A.4－粉状質粒の例

(新設)